

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局大崎農業水利事務所 庶務課
部署の業務内容	事務所運営全般、庶務、経理関係業務

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・所内に改革推進チームを立ち上げ、身近な問題から業務改革に取り組んでいる。 ・来客対応の円滑化と課内コミュニケーションを促進するため、課内の機の配置換えを行い、職場環境を整備した。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に関する事項については、担当者へ迅速に伝えており、事務所等への苦情等については、その都度、必要な措置を講じている。 ・事務所の窓口として、来客の対応、電話の取り次ぎ等の現状を点検し、独自の接遇マニュアルを作成した。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・庶務課として直接施策の説明をする機会はないが、会議等の設営にあたり、出席者に配慮した対応を心がけている。 ・事務所玄関前に意見箱を設置し、事務所業務全般への苦情を受ける体制をつくっている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・農業に関しては、生産者の利益と消費者の利益が必ずしも一致しない場合があり、双方の利益が一致するよう施策を進める必要があると認識している。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		×		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○	・直接食の安全に関する業務に携わっていないが、農林水産省の出先機関として、消費者等の目線に立ち丁寧な窓口業務が必要となる。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局大崎農業水利事務所 用地課
部署の業務内容	国営土地改良事業に係る用地補償業務

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・工事施工に関して地元説明会を開催し、受益者を含めた事業関係者のみならず、施工現場の近隣者等地域住民に対しても、事業、工事の説明を行い、理解を得ながら工事を行っている。 ・関係機関の主催する懇談会等にも積極的に参加し、地元農家、地域住民との意見交換を行っている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情等については、所内の上司への報告、場合によっては農政局へ相談する体制ができています。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・工事施工に関して地元説明会を開催し、受益者を含めた事業関係者のみならず、施工現場の近隣者等地域住民に対しても、事業、工事の説明を行い、理解を得ながら工事を行っている。 ・関係機関の主催する懇談会等にも積極的に参加し、地元農家、地域住民との意見交換を行っている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・農業に関しては、生産者の利益と消費者の利益が必ずしも一致しない場合があり、双方の利益が一致するよう施策を進める必要があると認識している。
業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。		○		
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		×		

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—		
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	・直接食の安全に関する業務に携わっていないが、業務上、地元農家と接する機会が多く、農林水産省の出先機関として、施策全般に関する知識を習得し対応をする必要があると考える。

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局大崎農業水利事務所 管理課
部署の業務内容	国営造成施設の管理委託に係る完了図書作成及び管理委託手続き並びに管理使用施設の管理業務

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の国営関係団体に定期的に情報提供を行うとともに、意見交換を行いながら事業を進めている。 ・事業関係者、地域住民等からの要望に対しては、事業において実施可能なものについて必要な措置を講じている。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情等については、所内の上司への報告、場合によっては農政局へ相談する体制ができています。 ・造成施設に関するトラブル等に対処するための対応マニュアルの作成を検討中。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
基本的な視点 政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の国営関係団体に定期的に情報提供を行うとともに、意見交換を行いながら事業を進めている。 ・事業関係者、地域住民等からの要望に対しては、事業において実施可能なものについて必要な措置を講じている。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・農業に関しては、生産者の利益と消費者の利益が必ずしも一致しない場合があり、双方の利益が一致するよう施策を進める必要があると認識している。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○	・直接食の安全に関する業務に携わっていないが、業務上、地元事業関係者と接する機会が多く、農林水産省の出先機関として、施策全般に関する知識を習得し対応をする必要があると考える。

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局大崎農業水利事務所 企画設計課
部署の業務内容	事業運営のための予算執行、事業計画、事業管理、河川協議、関係機関との協議調整、工事契約事務等の業務

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・事業関係機関に対して定期的に事業計画、実施についての説明を行い、理解を得ながら事業を進めている。 ・事業関係機関、受益者、地域住民、有識者等との会議、懇談会等を開催、出席し、意見交換を行いながら、事業を実施している。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に関する苦情、要望等については、所内において定期的に、また、その都度、具体的に内容を把握した上で、必要な対策を講じている。 ・苦情等については、所内の上司への報告、場合によっては農政局へ相談する体制ができています。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・事業関係機関への説明、広報活動を通じて、事業目的、効果等の周知を図っている。 ・事業関係機関、受益者、地域住民、有識者等との会議、懇談会等を開催、出席し、意見交換を行いながら、事業を実施している。 ・地元からの意見・要望については、所内において具体的に内容を把握した上で、必要な対策を講じている。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・農業に関しては、生産者の利益と消費者の利益が必ずしも一致しない場合があり、双方の利益が一致するよう施策を進める必要があると認識している。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○ ・ダム of 築造を行っているが、その水質がかんがい用水に影響するため、水質調査を実施し安全性を確認している。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	・常に関係法令等を遵守して業務を行っている。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 大崎農業水利事務所 工事課
部署の業務内容	国営農業水利事業鳴瀬川地区に係る工事实施に関する業務

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・工事施工に関して地元説明会を開催し、受益者を含めた事業関係者のみならず、施工現場の近隣者等地域住民に対しても、事業、工事の説明を行い、理解を得ながら工事を行っている。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	・造成施設等についての不具合が生じた場合には、補完工事等を実施し、評価を得ている。 ・苦情等については、所内の上司への報告、場合によっては農政局へ相談する体制ができています。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
基本的な視点 政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	・工事施工に関して地元説明会を開催し、受益者を含めた事業関係者のみならず、施工現場の近隣者等地域住民に対しても、事業、工事の説明を行い、理解を得ながら工事を行っている。 ・関係機関の主催する懇談会等にも積極的に参加し、地元農家、地域住民との意見交換を行っている。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	・農業に関しては、生産者の利益と消費者の利益が必ずしも一致しない場合があり、双方の利益が一致するよう施策を進める必要があると認識している。
	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	・工事施工に伴う河川の水質汚濁防止
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	・常に関係法令等を遵守して業務を行っている。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 大崎農業水利事務所 施設機械課
部署の業務内容	国営農業水利事業鳴瀬川地区に係る施設機械関係業務

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・工事施工に関して地元説明会を開催し、受益者を含めた事業関係者のみならず、施工現場の近隣者等地域住民に対しても、事業、工事の説明を行い、理解を得ながら工事を行っている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	・造成施設等についての不具合が生じた場合には、補完工事等を実施し、評価を得ている。 ・苦情等については、所内の上司への報告、場合によっては農政局へ相談する体制ができています。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	・工事施工に関して地元説明会を開催し、受益者を含めた事業関係者のみならず、施工現場の近隣者等地域住民に対しても、事業、工事の説明を行い、理解を得ながら工事を行っている。 ・関係機関の主催する懇談会等にも積極的に参加し、地元農家、地域住民との意見交換を行っている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	・農業に関しては、生産者の利益と消費者の利益が必ずしも一致しない場合があり、双方の利益が一致するよう施策を進める必要があると認識している。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		×		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・工事施工に伴う河川の水質汚濁防止 ・常に関係法令等を遵守して業務を行っている。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 大崎農業水利事務所 宮崎支所
部署の業務内容	国営農業水利事業鳴瀬川地区に係るニッ石ダムの建築工事に関する業務

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・工事施工に関して地元説明会を開催し、受益者を含めた事業関係者のみならず、施工現場の近隣者等地域住民に対しても、事業、工事の説明を行い、理解を得ながら工事を行っている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	・造成施設等についての不具合が生じた場合には、補完工事等を実施し、評価を得ている。 ・苦情等については、所内の上司への報告、場合によっては農政局へ相談する体制ができています。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	・工事施工に関して地元説明会を開催し、受益者を含めた事業関係者のみならず、施工現場の近隣者等地域住民に対しても、事業、工事の説明を行い、理解を得ながら工事を行っている。 ・関係機関の主催する懇談会等にも積極的に参加し、地元農家、地域住民との意見交換を行っている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	・農業に関しては、生産者の利益と消費者の利益が必ずしも一致しない場合があり、双方の利益が一致するよう施策を進める必要があると認識している。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		×		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	・工事施工に伴う河川の水質汚濁防止
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	・常に関係法令等を遵守して業務を行っている。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 大崎農業水利事務所 大崎上流農業水利事業建設所
部署の業務内容	国営農業水利事業大崎地区に係る岩堂沢ダムの建築工事に関する業務

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・工事施工に関して地元説明会を開催し、受益者を含めた事業関係者のみならず、施工現場の近隣者等地域住民に対しても、事業、工事の説明を行い、理解を得ながら工事を行っている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	・造成施設等についての不具合が生じた場合には、補完工事等を実施し、評価を得ている。 ・苦情等については、所内の上司への報告、場合によっては農政局へ相談する体制ができています。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	・工事施工に関して地元説明会を開催し、受益者を含めた事業関係者のみならず、施工現場の近隣者等地域住民に対しても、事業、工事の説明を行い、理解を得ながら工事を行っている。 ・関係機関の主催する懇談会等にも積極的に参加し、地元農家、地域住民との意見交換を行っている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	・農業に関しては、生産者の利益と消費者の利益が必ずしも一致しない場合があり、双方の利益が一致するよう施策を進める必要があると認識している。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		×		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	・ダムを築造を行っているが、その水質がかんがい用水に影響するため、水質調査を実施し安全性を確認している。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	・常に関係法令等を遵守して業務を行っている。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	